

令和 9 年 4 月 福生第五小学校に 自閉症・情緒障害特別支援学級を新設します

学級概要等について

1 自閉症・情緒障害特別支援学級（以下「情緒固定学級」という。）はどういう学級ですか？

知的発達に遅れがなく、自閉症やそれに類するもの等の情緒障害があり、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しい児童（詳細は項番 6 を参照）のために、少人数（1学級あたり8名以内）で指導する学級です。1学級8名以内の小集団の中で、学年相応の教科学習を行いながら、個々の特性や状態に応じた集団適応や対人関係の安定を図り、社会参加に向けた資質を養うため自立活動の指導を実施します。

2 特別支援教室との違いは何ですか？

特別支援教室では、通常の学級に在籍し、在籍校の教室で、週数回程度通級し、発達障害等による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」の指導を受けます。利用期間は、原則として1年間です。

情緒固定学級では、特別支援学級に在籍し、日常的に1学級8名以内の小集団で「自立活動」と「教科学習」の指導を受けます。通常の学級とは学籍の所在が異なるため、設置校への転学が必要です。

3 いつ、どこに設置されますか？

令和9年4月に福生市立福生第五小学校（南田園 1-2-2）校舎内に設置します。

4 通学区域（学区）はありますか？

地域の児童が無理なく情緒固定学級へ通学できる体制を整えます。

原則的には、熊川地区は福生第五小学校の情緒固定学級（ひばり学級）、福生地区は福生第六小学校の情緒固定学級（かめこの学級）です。

詳細に関するご質問は、学務課（電話：042-551-1948）へお問い合わせください。

5 教室環境はどのようなイメージですか？

既存校舎の教室内に可動式間仕切り等を設置して、特別支援学級の教室、クールダウンスペース等を整備します。パーテーションやホワイトボード等の備品を配置し、発達の特性のある児童が見通しをもって円滑に活動できる環境を整えます。

入級基準等について

6 どのような児童が対象になりますか？

知的発達に遅れがなく、①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも、②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも、のいずれかに該当する児童が対象です。主たる障害が自閉症や情緒障害（選択性かん黙等）であることを医師の診断書で確認します。

7 「知的発達の遅れがなく」とは具体的な基準はありますか？

心理検査の結果だけで判断するのではなく、医師の診断や園・学校での様子等を確認したうえで判断します。

8 就学予定者（新小学校1年生）は対象になりますか？

対象になります。令和8年7月31日までに福生市教育相談室にお申し込みいただいています。以降のご相談は、手続き等に時間を要するため、速やかに福生市教育相談室へお問い合わせください。

就学・転学相談について

9 入級を希望する場合の流れは？

就学相談のおおまかな流れは、次のとおりです。

手順1 相談申込

新小学1年生（就学相談）は、教育相談室へ連絡
現在小学生（転学相談）は、現在通っている学校へ連絡

手順2 面談・検査など

教育相談室相談員による保護者面談、子ども面談、発達検査、行動観察、学級見学・体験など
教育相談室へ医療機関受診による所見書類の提出

手順3 審議・入級適否の判定

教育支援委員会において、入級の適否を審議、判定
保護者へ結果説明

手順4 就学先の決定

10 発達検査の様式はありますか？

就学・転学相談の中で発達検査を受けることも可能です。他の医療機関や検査機関で発達検査を受けている場合には、結果をお持ちください。発達検査を受けた時期や検査の種類によっては、あらためて教育相談室で実施する場合があります。

11 医師の診断書の様式はありますか？

指定の様式はありません。児童名、診断名、知的障害の有無、病状や治療、作成年月日、病院名、診療科目名、主治医名、服薬がある場合は服薬内容について確認できれば様式は問いません。

12 どのように入級の判定を行いますか？

保護者・子どもとの面接、発達検査、在籍園・在籍校及び保護者からの提出書類、行動観察、医師の診断書、学校見学等に基づき、専門医、学識経験者、臨床心理士、教育関係者等で構成される「教育支援委員会」において総合的に入級の審議・判定を行います。審議の結果、入級対象外となる場合もあります。

13 入級時期はいつですか？ 年度途中の入級はできますか？

申込の翌年度4月1日です。年度途中の入級は可能です。

14 入級できなかった場合はどうなりますか？

審議の結果、他の支援が適当とされる場合もあります。その場合は、その他の支援方法を学校と検討します。

学習及び指導内容等について

15 どのような学習を行いますか？ 特別な学習がありますか？

基本的に通常の学級と同様の教育課程のため、通常の学級と同じ教科書を使って学年相応の授業を行います。一部、障害特性に応じた「自立活動」に替えて実施します。また、教科によっては、通常の学級の児童と一緒に「交流及び共同学習」として学習します。

16 自立活動とは？

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための教育活動です。心理的な安定（情緒の安定）や人間関係の形成（自己の理解と行動の調整）に関連させながら、社会生活に適應できるよう、他者・自己理解やコミュニケーションスキルの向上、集団参加のためのスキルなどを身に付ける学習をします。

17 交流及び共同学習はどのように行いますか？

各教科や自立活動の指導で獲得した力を通常の学級との交流及び共同学習の中で発揮できるよう、児童の障害の状況、興味・関心、発達の段階、本人の集団適応の状態を十分に考慮し、安全に活動できる内容を設定します。時間割を調整し、通常の学級の授業に参加することや、授業の流れを工夫したり、複数の教員で指導したりすることで、個々に応じた指導を実施します。

18 行事や校外学習などがありますか？

行事や校外学習は、通常の学級の児童と一緒に「交流及び共同学習」として行うことがあります。

19 教職員は何人配置されますか？

原則として、学級数に応じた教員が配置されます。東京都の教員配置の基準では、学級数+1名の教員が配置される予定となります。

通学等について

20 現在の在籍校から通うことはできますか？

情緒固定学級では特別支援学級に在籍することになるため、現在の在籍校に在籍したまま通うことはできません。転学が必要になります。

21 登下校時の送迎は必要ですか？

小学生は、通学の安全性等を考慮し、原則保護者等による送迎が必要です。送迎にあたっては徒歩、電車、バス（福祉バスを含む）の公共交通機関をご利用ください。

22 通学にかかる交通費の補助はありますか？

当該児童の公共交通機関利用による通学交通費は、福生市通学援助費支給事業の対象となります。入級後、学校を通じて申請することができます。ただし、支給要件がありますので、学務課へ御確認ください。

その他

23 保護者向けの説明会がありますか？

保護者向け説明会を次の日時に実施します。

日 程:令和 8 年10月10日(土)午後3時から

対象者:(1)福生市立学校に在籍し、新設する情緒固定学級※1へ転学を検討中の児童の保護者
(2)令和 9 年 4 月に福生市立学校に就学予定で、※1へ入級を検討中のお子さんの保護者

会 場:福生第五小学校(福生市南田園1-2-2)

申 込:不要

令和 8 年 9 月 福生市教育委員会

【特別支援教育における指導等に関すること】

教育指導課 電話:042-551-1538

【通学区域(学区)に関すること】【保護者向け説明会に関すること】

学務課 電話:042-551-1948

【就学相談・転学相談に関すること】

教育支援課 電話:042-551-7700